調査依頼コピー機台数

台

# 第12回 著作物複写実態調査

実施マニュアル



# 2017年7月

調査主体:公益社団法人 日本複製権センター

調查実施:株式会社 日本能率協会総合研究所

# 目 次

1. 本実態調査について	
2. 調査全体の流れ	2
2-1 調査ステップ	2
2-3 調査にかかる日程等一覧	
3. 調査実施要領	
3-1 ステップ1(調査の事前準備)	
3-2 ステップ2(説明会への出席)	
3-3 ステップ3(調査の実施)	
4. FAQ	13
4-1 調査全般について	13
4-2 コピー機の選定について	
4-3 調査対象について	14
4-4 調査方法について	16
4-5 その他	
5. 記入サンプル	19
5-1 正しい記入例	19
5-2 誤りやすい例	22

# 1. 本実態調査について

本調査は、公益社団法人日本複製権センター(以下「センター」といいます。)が、貴社・ 団体と締結させていただいている「著作物複写利用許諾契約書」第5条に基づき、**著作権者** への使用料分配の基礎データとするために、各団体におけるセンターの管理著作物(以下 「著作物」といいます。)の複写状況を調査するものです。

調査結果は統計的に処理されますので、個々の調査内容が外部に漏れるなど、貴社・団体にご迷惑がかかるようなことは一切ございません。また、調査で得られた情報は企業機密として取扱い、当センターの分配目的以外で使用することはございません。

上記趣旨をご高配の上、是非ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

#### 【本調査問合せ先】

調査の趣旨等 公益社団法人日本複製権センター 実態調査担当

〒107-0061 東京都港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3 階

Tel: 03-3401-2382 e-mail: chousa2017@jrrc.or.jp

調査の実施方法 株式会社日本能率協会総合研究所 松永、野山

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-2-2 住友商事竹橋ビル15階

Tel: 03-3578-7576 e-mail: p\_policy@jmar.co.jp

※なお、本マニュアルや連絡票は、JRRCホームページの以下の URL に掲載されています。

URL: http://www.jrrc.or.jp/chousa2017/

# 2. 調査全体の流れ

#### 調査実施方法概略

- ①まず貴社・団体で調査対象コピーを選定いただき、
- ②調査実施時期に、そのコピー機のそばに投函箱を設置していただき、
- ③従業員が当該コピー機で著作物をコピーする際、1 部余分にコピーをしていただき、
- ④そのコピーに必要な情報を記入し、投函箱に投入し、当方へ送付します。

### 2-1 調査ステップ

調査全体は、大きく3つのステップに分かれます。

· ステップ 1 (調査の準備 P5参照)

- ①貴社・団体にて以下を選定していただきます。
  - ・センターと連絡するご担当者
  - ・調査対象となるコピー機(お願いする台数を指定しております)
  - ・コピー機現場のご担当者(センター担当者と兼任可)
- ②①の内容と調査説明会の出席状況等を記入した「著作物複写実態調査連絡票」(A,B)をJMARへFaxにて送付ください。(メール可)



#### **ステップ2** (説明会への出席 P.7 参照)

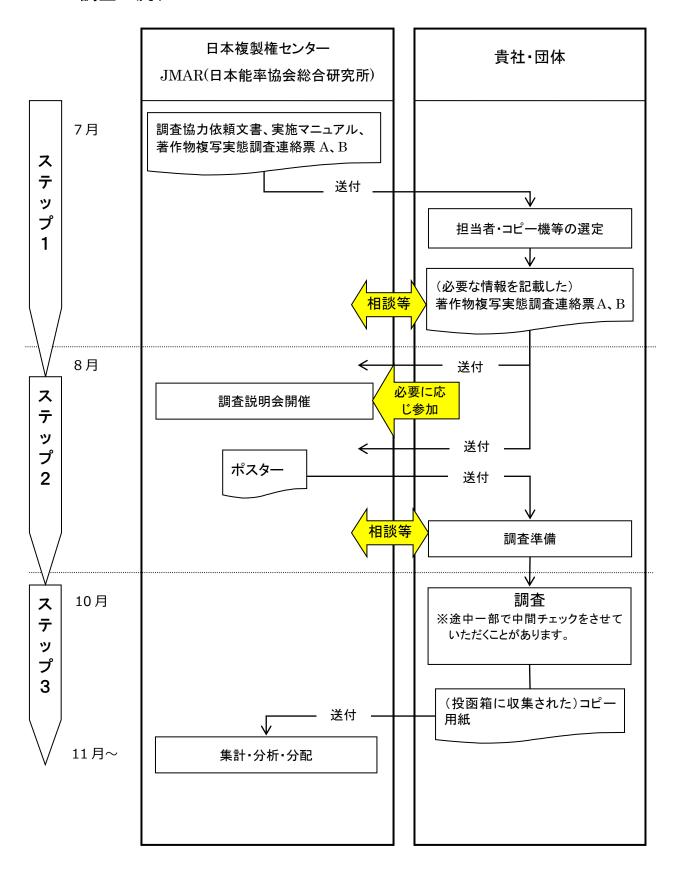
調査説明会(東京、大阪)を開催いたします。調査の不明な点等にお答えいたします。※説明会の出席は希望者のみです。



#### ステップ3 (調査実施、当方への送付 P.9 参照)

- ①貴汁・団体にて著作物の複写状況の調査(1ヶ月間)を行っていただきます。
- ②調査終了後、調査結果であるコピーが入った投函箱をセンターへご送付いただきます。

## 2-2 調査の流れ



## 2-3 調査にかかる日程等一覧

※貴社・団体の状況に応じてある程度の変更は可能です。

	事項		日程
1	貴社・団体か	連絡票 A(下図参照)	<b>7月中を目途に</b> 送付下さい
2	ら当方への連絡票の送付	連絡票 B(下図参照)	9 <b>月上旬頃を目途に</b> 送付下さい
3	3 説明会の開催(希望者のみ) 場所等詳細は7ページ参照		8月3日(木)、8月28日(月)@東京 9月1日(金)@大阪
4	貴社・団体での調査		10月1日(日)~10月31日(火)
5	貴社・団体からセンターへのコピー用 紙(投函箱)の送付		調査終了後直ちに送付下さい。

### 連絡票A



#### 連絡票B

			及子大忠嗣且 庄相示D		
	ままFAX、またはPDFをEmailで送	付ください。			No
- 1	x: 03-3432-1837	★ 貴社・団体名:			
En	nail: p_policy@jmar.co.jp	佐頼台	数:台		
(株)	日本能率協会総合研究所 松永、野山 行	調査開 (10月1)	始時期の変更: 日〜の実施が困難な場合)		日ころから開始
$\overline{}$	選定いただいたコピー機一覧 (選 選定したコピ		侍定・確認するために記載して ┃	(いただくものです) 調査担当者名	Ī
No.	機種	一機 機種No.	主に利用している部門	(兼任可)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
16					
17					
18					
19					
20					

## 3. 調査実施要領

3-1 ステップ1(調査の事前準備)

(主に連絡担当者の方が対象となります)

ここでは、以下について説明いたします。

- (1) 貴社・団体における連絡ご担当者の選定
- (2) 調査対象コピー機の選定
- (3) コピー機ごとの調査ご担当者の選定
- (4)「著作物複写実態調査連絡票(A, B)」の JMAR への送付

## (1) 連絡ご担当者の選定をお願いいたします

- ①調査実施にあたって、連絡ご担当者 (1名) をお知らせください。→連絡票 A を使います 今回の文書の送付先は、センターとの窓口ご担当者とさせていただいております。
- ②連絡担当者の方には、以下の事項の役割をお願いいたします。
  - ・当方との連絡
  - ・調査にあたっての貴社・団体内関係者への周知連絡、調整等

# (2) 対象コピー機の選定をお願いいたします

- ① 貴汁・団体での調査対象となるコピー機は、**コピー機能を有するすべての複合機**です。
- ②部門別のコピー機選定の仕方

重要です!

- ア)コピー機の選定にあたっては、貴社・団体の各部門にあるコピー機台数を考慮するため、 貴社・団体の部署を大きく次の 4 部門に分け、できるだけ 4 部門のコピー機台数の割 合に応じて選定をお願いいたします。(次ページの例参照)
  - ※**該当しない部門がある場合は、その部門を除いた上で、コピー機を選定**してください。

#### 4 部門

- ·管理·間接部門(総務·人事·経理部門等)
- ·事業部門(企画、広報·宣伝、制作、営業·販売部門等)
- •技術開発•研究開発部門、工場部門
- ·資料室·図書室

#### ●部署別のコピー台数の選定の仕方の例

(例. 仮に全社で 160 台のコピー機があり、調査として 10 台のコピー台数を依頼されているケース)

	全기	ピー台数	選定	コピー台数	
1. 管理·間接部門(総務·人事·経理部門等)	15 台	(≒10%)	$\rightarrow$	1 台	
2. 事業部門(企画、広報・宣伝、制作、営業・販売部門等)	35 台	(≒20%)	$\rightarrow$	2 台	
3. 技術開発・研究開発部門、工場部門	45 台	(≒30%)	$\rightarrow$	3 台	
4. 資料室・図書室	65 台	(≒40%)	$\rightarrow$	4 台	
計	160 台		$\rightarrow$	10 台	

イ) 各部署でのコピー機の選定は、**著作物のコピー枚数の多いコピー機を優先**するようお願いいたします。

# (3) コピー機ごとの調査ご担当者の選定をお願いいたします

①選定したコピー機ごとに調査ご担当者を選んでください。

### (連絡ご担当者が兼務されても結構です)

②調査ご担当者には、コピー機利用者への周知や、調査実施にあたっての現場管理等をお願いいたします。

# (4) 著作物複写実態調査連絡票の送付をお願いいたします

連絡票 A 及び B を JMAR まで fax またはメールで送付ください。連絡票は電子ファイルでの提供が可能です(エクセル)。ご希望の方は、JMAR 担当者(巻末参照)まで連絡ください。

	記入内容	JMAR への送付〆切
連絡票 A ・連絡ご担当者名や調査説明会へのご出席の有無・部門ごとのコピー機台数等		7月中を目途に
連絡票 B	・調査対象コピー機等	9月上旬頃を目途に

### 3-2 ステップ2(説明会への出席)

### (主に連絡ご担当者、調査ご担当者の方が対象となります)

- ①今回の調査趣旨や実施方法等について、さらにご理解をいただけるよう、また調査についてのご質問等にお答えするため、調査説明会を開催いたします。必要に応じご出席ください。 (それぞれ内容は同じです。ご都合の良い日にご出席ください。)
- ②ご出席の場合は、連絡票 A に出席者名等を記入ください。
- ※誠に勝手ながら、ご出席にかかる交通費等は貴社・団体のご負担にてお願いいたします。

#### [調査説明会]

	164.9 mms 164.a. & 9. m-27		
	日時 ※終了時間は予定です	場所	
東京	8月3日(木) 13時30分~16時	東京都千代田区一ツ橋 1-2-2 住友商事竹橋ビル 16 階 1605 会議室	
	8月28日(月) 13時30分~16時	東京都千代田区一ツ橋 1-2-2 住友商事竹橋ビル 16 階 1606 会議室	
大阪	9月1日(金) 13時30分~16時	大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 6F 会議室 D	

# [東京:住友商事竹橋ビル]



### ○最寄駅

東京メトロ東西線「竹橋」:徒歩1分 (最寄出口1b)

東京メトロ半蔵門線・都営三田線 新宿線「神保町」: 徒歩5分 (最寄出口A8)

## [大阪:大阪産業創造館]



# ○最寄駅

地下鉄中央線、堺筋線「堺筋本町駅」: 徒歩約5分

(最寄出口 1番、2番、12番)

### 3-3 ステップ3(調査の実施)

(主にコピー機利用者の方が対象となります)

ここでは、貴社・団体に行っていただく具体的な調査の進め方について、説明いたします。

## (1)調査期間

調査期間は次の1ヶ月間です

# 10月1日(日)~10月31日(火)

※貴社・団体の事情により、上記期間での調査実施が不可能な場合には、個別に対応させていただくことも可能です。

# (2) 調査対象となる著作物の範囲

•	
	以下の国内で出版された著作物でセンターが管理しているもの
	・書籍、単行本
調本社会符画	・雑誌、定期刊行物、白書等の政府刊行物
調査対象範囲	・新聞記事
	・社内文書(写真・イラストなどの著作物が含まれている場合)
	・ニュースレター(著者名入り)など
	・官報、特許公報
調査対象範囲外	・センターが管理していないもの
	(海外の著作物、日本経済新聞等)

<注>センターの管理対象かどうかは、センターのホームページの「管理著作物検索」機能でお調べいただけます。 →https://www.jrrc.or.jp/bibliography/search/申し訳ありませんが、対象かどうか不明の場合は、調査対象物に含めていただくようお願いします。後日当方で、集計処理の段階で仕分けいたします。

# ※次の利用は、調査対象外となります。

①美術・写真の鑑賞を目的とした複写
②クリッピング・サービスを目的とした複写
③電子的手段による著作物の利用

## (3) 実施要領

#### 1) 事前準備

貴社・団体での調査が始まるまでに以下の(A)、(B)の準備を行ってください。

### (A) 関連部署に調査の趣旨、実施要領等について周知

※実際には、コピー機選定の段階から周知が必要となると思われます。

#### (B)調査対象であるコピー機付近に以下の3点を用意

#### ①調査対象物を入れる投函箱の設置

調査対象物(余分にコピーした紙1部)を入れる箱につきましては、貴社・団体にてコピー用紙等の空き箱をご利用ください。(ミスコピー入れと間違えることが多いため、箱に「著作物複写実態調査投函箱」と書いた紙を必ず貼ってください)

### ②コピーの仕方を掲載したポスターの掲示(ポスターは当方から送付します)

ポスターには調査の要領などが記載されており、コピー機利用者の調査 にかかる作業をスムーズにいたします。(ポスターは適宜連絡担当者に送付 いたします。)

### ③赤サインペンの配置

追加コピー用紙に枚数等を書き込むため、赤サインペンを配置してください。

#### [投函箱、ポスター、サインペンの配置例]



#### 2) 調査実施要領

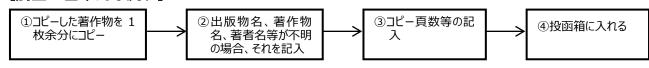
本調査で当方が把握したい情報は、次の5点です。(著作物によっては該当しない情報もあります)

- (1)出版社名(発行所名)
- (2)出版物名(書籍、定期刊行物、新聞等の名称)
- (3)著作物名(記事、論文等のタイトル)
- (4)著者名(執筆者、編者、訳者)
- (5)コピー範囲(開始ページと終了ページ)とコピー部数

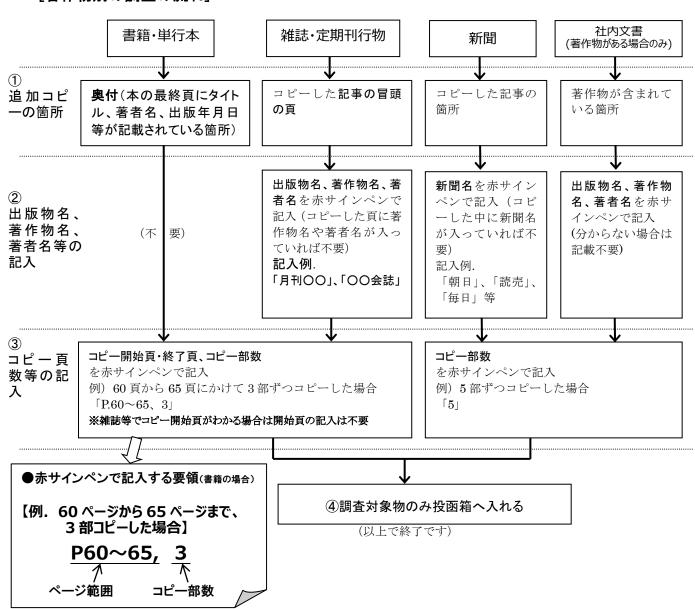
新聞や社内文書の場合、 ページ範囲などは該当しません。

したがって調査は次の要領でお願いいたします。

#### [調査の基本的な流れ]



#### [著作物別の調査の流れ]



繰り返しになりますが、本調査で必要となる情報は以下の 5 点です。(著作物によっては該当しない情報もあります)

- (1) 出版社名(発行所名)
- (2) 出版物名(書籍、定期刊行物、新聞等の名称)
- (3) 著作物名(記事、論文等のタイトル)
- (4) 著者名(執筆者、編者、訳者)
- (5) コピー範囲 (開始ページと終了ページ) とコピー部数

したがって、上記の情報が把握できるのであれば、できるだけ貴社・団体のご負担を軽減できるような方策をとりたいと考えております。そのため、進め方等については、ある程度柔軟に対応させていただくことを考えております。

### 3) 投函箱の当方への送付

調査期間が終了しましたら、赤サインペン等で記入されたコピー用紙が入った投函箱(調査結果)を日本複製権センターまでお送りいただきます(着払い)。

なお、回収させていただいたコピー用紙は一定機密性の高いものもあると考えますので、回収 したコピー用紙は、コピーの部門別情報のみを残し、他の団体のコピー用紙と一斉に混ぜ、**団 体名が特定できないようにした上で集計作業にかかります**。

センターへ投函箱をご送付いただき、当方で内容を確認した時点で、本調査は終了となりま す。

本調査について、質問等がございましたら、下記までお問合せください。

#### 【本調査問合せ先】

調査の趣旨等 公益社団法人日本複製権センター 実態調査担当

〒107-0061 東京都港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3 階

Tel: 03-3401-2382 e-mail: chousa2017@jrrc.or.jp

調査の実施方法 株式会社日本能率協会総合研究所 松永、野山

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-2-2 住友商事竹橋ビル15階

Tel: 03-3578-7576 e-mail: p\_policy@jmar.co.jp

# 4. FAQ

# 4-1 調査全般について

	質 問	回答
1-1	毎年実施しているのか。	現在のところ、費用や統計上の問題から、ほぼ 2 年に一度の頻度で実施しています。
1-2	海外ではどのような事情 になっているのか。同じ ような調査をしているの か。	欧米でも同様の方法を行っており、コピーを回収しています。ただし対象が異なっており米国は全数調査ですが、英国では4%程度のサンプリング調査となっています。
1-3	調査対象企業はどのようにして抽出したのか。	(抽出方法) 契約者の中から一定規模の団体から無作為抽出を 行っております。ただし、過去 5 回以内に実施した団 体は対象外としています。
		(抽出数) 統計上の手法により、分配に必要なサンプル数を確保した上で、決定しています。規模が大きい団体におきましては、結果としてお願いしているコピー機台数も多くなっています。

# 4-2 コピー機の選定について

	質 問	回答
2-1	部門としては管理間接 部門と事業部門の2つし かないが、その中でコピ 一機を割り振ってよい か。	割り振ってかまいません。貴社・団体の部門に応じてできるだけ偏りがないように割り振りをお願いいたします。
2-2	資料室といった部署はないが、そのような機能をもつ部署を資料室としてみなし、選定を行ってよいか。	選定してかまいません。貴社・団体の部門に応じて できるだけ偏りがないように割り振りをお願いいたし ます。

	質問	回答
2-3	営業といった事業部の中に企画・開発の部門があったり、間接部門があったりする。その場合どのようにコピー機を選定するのか。	部門の機能に従ってコピー機を選定してください。したがって、事業部の中であっても管理・間接的な部署であれば管理・間接部門としてカウントしてください。
2-4	コピー機を複数の部署 で共同して使用している 場合、どのようにコピー 機を選定するのか。	例えば、総務部門と営業部門とが同じコピー機を使用している場合、連絡票の部署の欄に「総務、営業」と記入していただき、部署数をカウントした上でコピー機を選定してください。

# 4-3 調査対象について

	質問	回答
3-1	無駄なコピーはできるだけ避けたい。調査対象 の範囲を明確にしてほし	調査対象の著作物は、センターに管理が委託されている著作物です(そのため、日経や海外出版物、JIS 規格本は対象外です)。
	い。	センターに管理委託されているか否かを識別できない場合があると思いますが、もし不明な場合には、申し訳ありませんが、調査対象に含めてください。統計処理時に仕分けいたします。
3-2	コピーからコピーしたも のも調査の対象か。	内容が出版された著作物であれば、調査の対象となります。
3-3	著者名・作者名があれば、写真やイラストなども対象となるのか。	調査対象となります。論文やエッセイ、記事などの他、写真やイラストなども著作物です。
3-4	社内文書もコピーする必 要があるのか。	社内文書であっても、著作物である写真やイラストなどが使用されていれば対象となりますので、該当箇所のみでかまいませんので、調査対象として下さい。
3-5	自社発行の機関紙は、 調査対象となるのか。	著作権が貴社・団体に帰属していれば、調査対象外です。 不明の場合は、後日当方で調査・処理いたしますので、お手数ですが調査対象に入れていただきますようお願いいたします。

	質問	回答
3-6	講演でレジュメ・資料が配布されている場合、著作物に該当するのか。 (これらの資料を複写した場合対象となるのか)	講演会のレジュメ・資料も著作物です。出版されているものでなくとも複写権の対象となることもあるので、 著者名がわかるようにして記入してください。
3-7	インターネット上で公開されているものをプリントした場合、調査対象となるのか。	Web 等をプリントした場合、Web に添付されている PDF をプリントした場合、どちらも対象外となります。 (センターの管理範囲外)
3-8	著作物をスキャナーで 読み込んで電子化し、そ の後その保存したファイ ルをプリントした場合 は、調査対象となるの か。	対象外です。(センターの管理範囲外) ※今回の調査では、出版された著作物の紙面からの複写とその複写物からの複写が対象となります。
3-9	新聞記事のクリッピング・サービスはセンターの管理対象外と聞いたが、どういうことか。	「クリッピング・サービス」とは、新聞著作権協議会加盟新聞社が発行する新聞記事について、組織的に行われる継続的・反復的な複写で、情報共有化等のために当該記事を組織の内部で配布することを指します。具体的には、会社などで「日常業務」として継続的に新聞記事をチェックし、関連がある記事を複写して社内配布することを意味します。
		このようなご利用方法であれば、20 部以下の複写であっても「クリッピング・サービス」として当センターの管理受託範囲外のご利用になりますので、当該記事が掲載されている新聞の発行社に直接ご連絡の上、ご相談いただきますようお願いいたします。 なお、本件の詳細と新著協に加盟する新聞社名、連絡先、新聞名は、新著協のウェブサイト(URL:http://www.ccnp.jp/)をご参照ください。
3-10	日経テレコンやEL ネット を使っているが、それを コピーするのは対象とな	EL ネット配信記事のようなものについては、サービス提供会社が権利者に使用料を支払っているので、対象となりません。
	るか。	なお、ELネットから配信された記事を社内向用として 複写した場合も、センターの対象外となります。

	質問	回答
3-11	新聞の切り貼りをコピー したものを電子化した上	電子化して社内ネットワークに掲載することは、センターの管理範囲外です。
	で、社内ネットワークで公開している。この場合の対応はどうなるのか。	このようなケースでは、別途、新聞社の許諾が必要ですので、許諾を受けていない場合は直接、新聞社等へご連絡・ご相談ください。
		なお、切り貼りした新聞スクラップをコピーする場合 (紙から紙へのコピー)は、クリッピング・サービス目 的のコピーを除き、対象となります。
3-12	毎日同じ新聞を複写する場合でもコピーをとらなければならないか。	例えば、「ある新聞の決まった箇所を毎日コピーする」というような場合は、その都度1枚余分にコピーをとるより、一覧表の様な形式で記入する方が手間のかからないケースも考えられます。
		このような場合には、調査の目的である「著作物名」、「著者名」、「出版社名」、「複写したページ数(何ページ分を何枚複写したか)」が分かるようにしていただければ、ある程度柔軟に処理していただいてもかまいません。
		ただ、このケースはクリッピング・サービス目的の利用に該当する可能性がありますので、ご注意ください。

# 4-4 調査方法について

	質 問	回答
4-1	期間を短くできないか、 台数を減らせないか。	サンプル抽出、調査方法の妥当性等から、原則として所定の台数、調査期間でお願いしております。
4-2	調査対象となっているコピー機の中の一部のコピー機を、調査時期をずらして実施してもよいか。	基本的に調査期間は、10 月としていますが、諸事情により、多少前後することはやむを得ないと考えています。ただし、その場合は JMAR へのご連絡をお願いいたします。
4-3	コピー用紙節約、環境問題への取り組みのため、 当社では裏紙を使ったコピーをしている。それを 提出してもよいか。	おもてと裏が明確にわかるようになっていればけっこうです。

	質問	回答
4-4	複写枚数の定義をもう 少し詳しく教えてほしい。	「原物の何ページ分が複写されたのか」が判断のポイントです。 縮小してコピーした場合も、2枚に分けてコピーした場合も原物の1ページ分を複写したのであれば、「1枚の複写を行った」と考えます。 同様に、「雑誌等の2ページ分を見開きで1枚複写した場合は2ページ分を複写した」と考えます。
4-5	書籍は奥付をコピーする とあるが、奥付に著者名 が記載されていない場 合は 2 枚コピーをとるこ とになるのか。	お手数ですが、著者名を転記していただくなどの対応をしていただきたいと考えております(ケース応じて柔軟に対応していただければと思います)。
4-6	著作物の発行日は、情 報として必要か。	不可欠ではありませんが、特定しやすくなる情報の 一つですので、できれば記録してください。
4-7	奥付等をコピーするので はなく、単純にコピー範 囲をそのままもう 1 部と り、そこに部数を記入す るやり方で対応してもよ いか。	結果として必要な情報が把握できれば、各社または 現場の状況を踏まえ、ある程度柔軟に対応していた だいてけっこうです。
4-8	共著の中には著者を特定するのが困難であるものはどのように対応したらよいか。	原則として、複写した箇所の著者が分かるようにしてください。執筆者リストがある場合は該当者に印を付けるようなやり方でもかまいません。 ただし、百科事典に代表されるように多くの人が執筆しており、複写した部分の著者の特定が困難な場合は、不明のままでかまいません。
4-9	コピーからコピーの場合、出版元がわからない 場合があるが。	わからない場合はそのままでもかまいません(後でこちらで調べる予定です)。しかし、わかる範囲内で記入していただけるようお願いします。
4-10	FAX ではなく、電子メールで連絡票を送りたい。また社内用にマニュアルを配布したい。電子ベースでの対応は可能か。	可能です。基本的には、FAXをお願いしていますが、 ご要望があれば、電子ベースのファイルをメールで お送りすることが可能です(連絡票は MS ワード、マ ニュアルは PDF ファイルです)。

	質問	回答
4-11	調査期間が終了したら 箱のまま送付するのか、 中身だけでよいのか。	原則として箱のままで返送をお願いいたしますが、コピー用紙が少ない場合は、封筒でもかまいません。
4-12	調査結果であるコピーを、複数のコピー機分まとめて送付する場合、部署別にまとめた形で送ってよいか。	まとめて送っていただいてかまいません。ただし、その場合は、コピー機ごとのコピー用紙が分かるようにしてお送りください。(連絡票 B のコピー機の番号をコピーの束に添え書きしていただきますと助かります)

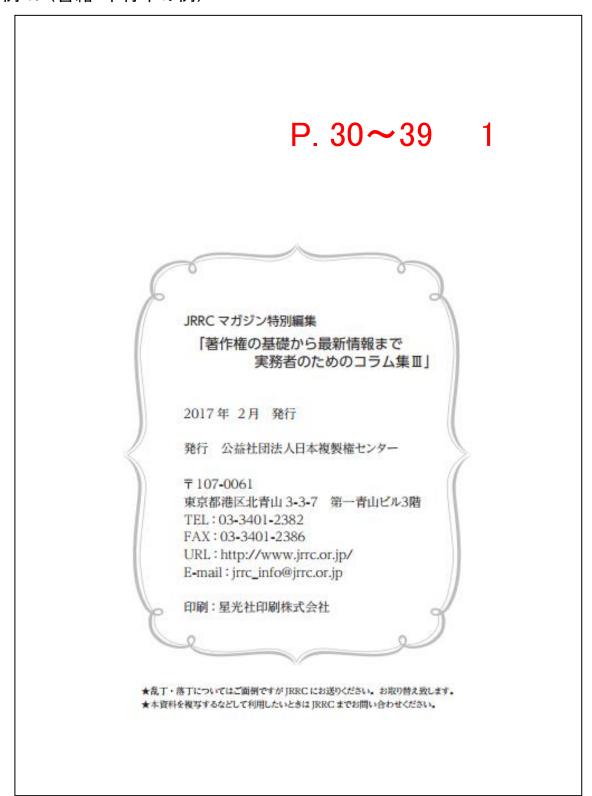
# 4-5 その他

	質 問	回 答
5-1	調査協力に対し、何らかの 配慮はあるのか。	次年度お支払いいただく複写使用料が減額されます。詳細は JRRC へおたずねください。
5-2	自分の会社の複写調査の 結果(どのような著作物を どのくらい複写したのか)を 教えてもらうことはできるの か。	回収したコピーは、企業が特定できないようにして データ化し、集計しますので、基本的にご要望に沿 うことはできないとお考えください。
5-3	契約以上の枚数をコピーしている場合はどうなるのか。後で詮索されるのか。	今回の調査によってコピー部数が 21 部以上であった場合でも、後で個別に詮索するようなことはありません。
		但し、契約の範囲は 20 部以内であることを内部でご周知願います。

# 5. 記入サンプル

# 5-1 正しい記入例

# 例 1. (書籍・単行本の例)



# JRRCの使命と役割

著作 権太 Kenta CHOSAKU 日本複製権センター

古井 為義 Tameyo KOBI 日本複製権センター

著作複写出版

P. 23~26 5

#### 1. はじめに

使命と役割

使命:著作物の適正な利用を適じて学術および文化 の発展と普及に寄与する

役割:著作物の適切な権利保護と利用者の利便性向 上を図る

目的: 著作物の公正な利用や適切な流過を促進する とともに著作権思想の普及を目指す

JRRCの事業 JRRCは上記の目的を実現するために、次の3つの事業 をおこなっています。

- 1. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複 製等の利用許諾、並びに同利用許諾に係る使用料の 受領、分配に関する事業
- 2. 著作権思想の普及及び調査研究に関する事業 3. 著作物の利用に係る相談、助置に関する事業 事業概要

【著作物の複写利用について (事業1について)】 個々の著作権者の連絡先を調べて、許諾を得ること は容易ではありません。

JRRCは、著作物の利用に係る困難さや不便さを解消 するため、「紙から紙への複写およびFAX送信」 (以下、複写等)に関する権利について、権利者か らの委託を受け、利用者が簡便な手続きで著作物の 複写等を適法に行うことができるよう、集中的な管 理事業を行っているほか、著作権の保護と著作物の 適正な利用の実現を目指した活めたりです。

- 管理事業の流れは、概ね以下のとおりです。 1, JRRCは、広く著作権者等から複写等に関する権 利行使の委託を受け、それを管理し、
- 利用者との間に、複写利用許諾契約を締結し、 複写使用料を受領し、
- 3. 受領した使用料を権利委託者に分配しています。

#### 2. 事業概要

【著作権者への使用料の分配について】

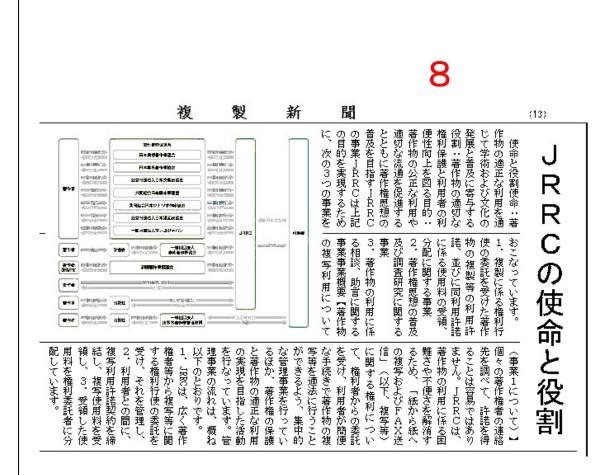
JRMCの分配規程に基づき、手数料を控除後、委託者 団体を通して、利用著作物ごとの使用料を著作権者 へ分配します。

【分配规程概要】

JRRCが受領した使用料は、「利用者・権利者とJRRCとの関係」の図の通り、JRRCを構成する各委託者団体を経由し、著作権者に分配されます。この際、JRRCは業務に要する費用として手数料を控除します。分配規程では、当年度の末までに前年度受領額の分配を行います。

【利用著作物の特定が困難な場合の分配について・・・分配のための実態調査の実施】 どの著作物が利用されたのかが特定困難な包括許諾 契約簡易方式の場合には、簡易方式の契約書里5条 (複写実態調査)に基づき、業種別等にいくつかの 企業のご協力を得て実態調査を行い、結果を踏まえ て分配額を決定し、分配を行います。

複製権について Vol. 211 23



### 5-2 誤りやすい例

### 例 1. (書籍・単行本の例)







#### 誤り例

- ①表紙をコピーしており、奥付を コピーしていない。
- ②コピー開始ページは 30 ページか らと分かるが、何ページ、どのく らいの部数をコピーしたのか分か らない。

#### 正しい記入の仕方等

表紙や目次ではなく、奥付をコピー する。

コピーページ数とコピー部数を記入す

る。 例) 5ページを2部ずつコピーしたのであれば「 $P30\sim35$ , 2」と追加で記 入する。

# JRRCの使命と役割

著作 権太

日本複製権センター

Kenta CHOSAKU 古井 為義

日本複製権センター

Tameyo KOBI

#### 1. はじめに

使命: 著作物の適正な利用を通じて学術および文化 の発展と普及に寄与する

役割:著作物の適切な権利保護と利用者の利便性向

上を図る 目的: 著作物の公正な利用や適切な流過を促進する とともに著作権思想の普及を目指す

#### JRRCの事業

JRRCは上記の目的を実現するために、次の3つの事業

- をおこなっています。 1. 複製に係る権利行使の委託を受けた著作物の複 製等の利用許諾、並びに関利用許諾に係る使用料の 受領、分配に関する事業
- 2、著作権思想の普及及び調査研究に関する事業 著作物の利用に係る相談、助置に関する事業 事業根拠

【著作物の複写利用について(事業1について)】 個々の著作権者の連絡先を調べて、許諾を得ること

は容易ではありません。 JRRCは、著作物の利用に係る困難さや不便さを解消 JRRCは、著作物の利用に係る困難さや不便さを解消 するため、「紙から紙への復写およびFAX送信」 (以下、復写等)に関する権利について、権利者からの委託を受け、利用者が簡便な手続きで著作物の復写等を適法に行うことができるよう、集中的な管理事業を行っているほか、著作権の保護と著作物の適正な利用の実現を目指した活動を行なっています。管理事業の流れは、概ね以下のとおりです。 1、JRRCは、広く著作権者等から復写等に関する権利行権のの委託を受け、それを管理!

- 利行使の委託を受け、それを管理し、 2. 利用者との間に、複写利用許諾契約を締結し、
- 3. 受領した使用料を権利委託者に分配しています。

#### 2. 事業概要

【著作権者への使用料の分配について】 JRRCの分配規程に基づき、手数料を控除後、委託者 団体を通して、利用著作物ごとの使用料を著作権者

#### 【分配規程概要】

JRRCが受領した使用料は、「利用者・権利者とJRRCと の関係」の関の通り、映RCを構成する各委託者団体 を経由し、著作権者に分配されます。この際、JRRC は業務に要する費用として手数料を控除します。分 配規程では、当年度の末までに前年度受領額の分配

【利用著作物の特定が困難な場合の分配につい て・・・分配のための実際調査の実施] どの著作物が利用されたのかが特定困難な包括許諾 契約簡易方式の場合には、簡易方式の契約書頭5条 (複写実際調査)に基づき、業種別等にいくつかの 企業のご協力を得て実態調査を行い、結果を踏まえ て分配額を決定し、分配を行います。

複製権について Vol. 211 23



#### 誤り例

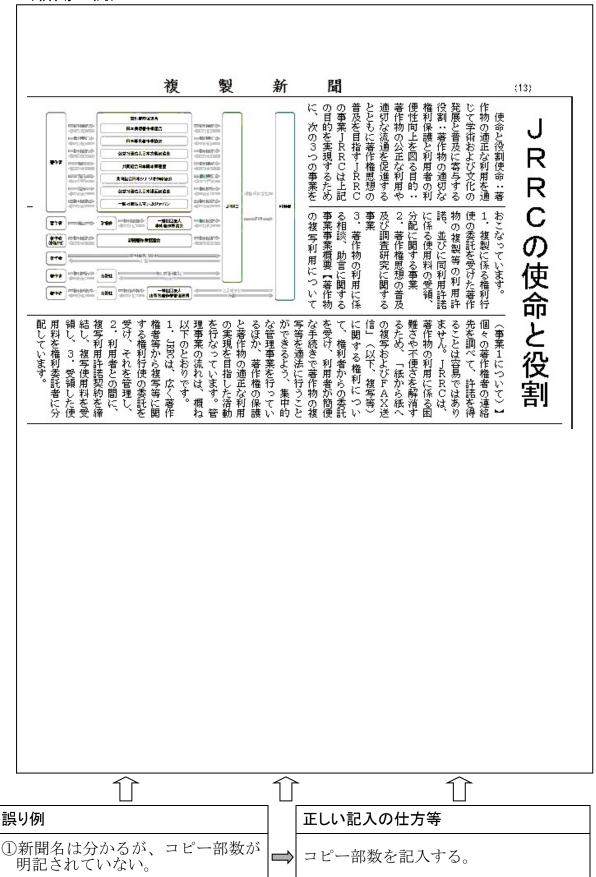
- ①10部ずつコピーしていることと 著者名が分かる。 しかし発行所 (出 版社) 名が分からない。
- ②P.23 からコピーしていることがわ かるが、何ページにわたってコピ ーしたかが分からない。

#### 正しい記入の仕方等

- ①発行所(出版社)名を記入する。
- ②何ページまでコピーしたかを記入

(例. P23~26 などを追加で記入)

## 例 3. (新聞の例)



# ご注意

今回の調査対象は、センターの管理著作物の範囲です。

また、以下のようなご利用は、センターとご締結いただいている契約には含まれていませんので、 ご不明の点があれば、センターにご照会いただくようお願いいたします。

- (1) 不特定の者や特定多数の者に渡すことを目的としたコピー
- (2) 一定の範囲を超えるコピー (出版物全体の 30%または 60 頁のいずれか少ない方、20 部を上限の目安とする)
- (3) 新聞のクリッピング・サービスを目的としたコピー
- (4) 脚本、歌詞・楽曲の上演、演奏等を目的とするコピー
- (5) 鑑賞を目的として出版された美術、写真の鑑賞目的のコピー

#### 【本調査問合せ先】

調査の趣旨等 公益社団法人日本複製権センター 実態調査担当

〒107-0061 東京都港区北青山 3-3-7 第一青山ビル 3 階

Tel: 03-3401-2382 e-mail: chousa2017@jrrc.or.jp

調査の実施方法 株式会社日本能率協会総合研究所 松永、野山

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-2-2 住友商事竹橋ビル15階

Tel: 03-3578-7576 e-mail: p\_policy@jmar.co.jp